

## 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査等委員候補の指名を行うにあたっての方針と手続

### (1)基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を経営陣幹部及び役員とすることを基本とし、次の資質を有する者の中から、各役員別の選任基準を勘案し、選任します。

また、選任にあたっては、取締役会及び経営陣（執行役員）がそれぞれの役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、ジェンダー・や国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう考慮いたします。

#### <基本方針>

- ①当社グループの経営理念を尊重し、優れた人格及び見識を有する者
- ②当社グループの歴史、企業文化、社員特性等をよく理解し、事業に関して十分な経験と知識を有する者
- ③当社グループの置かれた経営環境等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、経営計画等について、具体的な提案及び執行を行うことができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる者
- ④当社グループの属する業界及び提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができる者

### (2)役員の選任・選定基準

#### ①社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）

経営の意思決定及び業務執行の監督に携わる者としてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野及び高い倫理観をもつ者の中から、人格、経験、当社の取締役としての在任年数等も総合的に勘案し、候補者とします。

#### ②社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

次のいずれかの経歴又は能力を有する者の中から、当社の独立性基準を満たすか否かを考慮し、あわせて、人格、他社役員の兼任状況、当社社外取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とします。また在任年数は、通算で最長8期8年以内、年齢は新任・再任にかかわらず次期取締役就任時点で満75歳以下であることを目安とします。

- i.上場会社の経営に関与した経験を有する者
- ii.財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者
- iii.当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
- iv.弁護士等の法律の専門家
- v.その他上記各項目に準じた経歴又は能力を有する者

#### ③監査等委員である取締役

次のいずれかの経歴又は能力を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況、当社取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とする。なお、監査等委員である社外取締役については、当該選任基準に加え、当社の独立性基準を満たすか否かも確認の上、候補者とします。また在任年数は、通算で最長2期4年以内、年齢は新任・再任にかかわらず次期監査等委員である取締役就任時点で満75歳以下であることを目安とします。

- i.上場会社の経営に関与した経験を有する者
- ii.財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者
- iii.当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
- iv.弁護士等の法律の専門家
- v.取締役、執行役員、管理部門、内部監査部門等の経験を有する者
- vi.その他上記各項目に準じた経歴又は能力を有する者

#### ④社長

取締役又は執行役員の中から当社が定める「るべき社長像」に照らして当社グループを統率するに最も相応しい者を取締役社長として選定します。

#### ⑤代表取締役

取締役の中で当社グループを代表するに相応しい者を代表取締役として選定します。

#### ⑥執行役員

業務執行の責任者にふさわしい経歴、能力及びリーダーシップをもつ者の中から、人格等も総合的に勘案して選任します。

また、執行役員の中から副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員を選定します。

### (3)解任・解職基準

次に掲げる基準のいずれかに該当し又は該当するおそれがある場合、当該役員等を解任・解職提案の対象とします。

- ①法令、定款、その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失又は業務上の支障を生じさせた場合
- ②選任・選定基準に定める資質を欠くことが明らかになった場合
- ③当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役・取締役社長のみに適用）
- ④担当事業又は担当領域において著しい業績不振を招いた場合（執行役員のみに適用）
- ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められた場合
- ⑥公序良俗に反する行為を行った場合
- ⑦健康上の理由等により職務執行に著しい支障が生じた場合

### (4)選任・選定の手続

#### ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役候補者の指名にあたっては、指名報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定します。取締役会は、提案について審議し、取締役候補者を決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出します。

#### ②監査等委員である取締役

監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、指名報酬諮問委員会への諮問、監査等委員会の同意を経て取締役会で決定します。取締役会は、提案について審議し、監査等委員である取締役候補者を決定し、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出します。

#### ③代表取締役

代表取締役の選定は、指名報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定します。

#### ④執行役員

執行役員の選任は、指名報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定します。

## (5)解任・解職の手続

役員等について、指名報酬諮問委員会から解任・解職基準に該当するとの審議結果の報告があった場合、又は他の取締役から解任・解職基準に該当する旨の提案があった場合、当該役員等の解任・解職を取締役会で審議します。取締役会で解任・解職基準に該当すると判断したときは、取締役会は次のとおり対応します。

### ①代表取締役・社長

代表取締役・社長を解職する。

### ②取締役

取締役の解任に関する議案を株主総会に提出する。

### ③役付執行役員

役付執行役員を解職する。

### ④執行役員

執行役員を解任する。

## 取締役の指名・選解任理由

取締役の選任理由については、株主総会招集通知をご確認願います。

「招集通知」<https://ir.ryoden.co.jp/notice/general/>